

2024年6月28日

巣鴨信用金庫

お客さま各位

非居住者の方を相手方とする国内振込について

「非居住者の方を相手方とする国内振込」につきましては、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）の適用を受けることとなります。

金融機関には、外為法ならびに関係法令において、お客さまからのお取引がこれらの法令に基づく規制対象取引に該当しないことを確認する義務が課せられております。

このため当金庫では、この確認義務の履行を目的として、非居住者の方を相手方とする国内振込については、「外国送金」としてお取り扱いさせていただいております。

【主な取引例】

- 当金庫から、日本国内にある金融機関本支店の非居住者口座向けの振込
- 当金庫の非居住者口座から、日本国内にある金融機関本支店の居住者または非居住者口座向けの振込
- 日本国内にある金融機関本支店の非居住者からの振込

「外国送金」にあたっては、事前にお取引店舗にご相談ください。当金庫が、法令に基づく確認ができないと判断した場合には、お取り扱いをお断りさせていただくことがございます。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

*非居住者については、次頁をご参照ください。＜本件についてのお問合せ＞

経営企画部 外国為替  0120-65-0260（平日9時～17時）

居住者および非居住者の区分について

	居住者	非居住者
日本人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内に居住する者 ・ 日本の在外公館に勤務する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ・ 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ・ 出国後外国に2年以上滞在している者 ・ 上記の者で、一時帰国し、その滞在期間が6か月未満の者
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内にある事務所に勤務する者 ・ 日本に入国後6か月以上経過している者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国に居住する者 ・ 外国政府または国際機関の公務を帯びる者 ・ 外交官または領事館およびこれらの随員または使用人（但し、外国で任命・雇用された者）
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内にある日本法人等 ・ 外国の法人等の国内にある支店、出張所その他の事務所 ・ 日本の在外公館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国にある外国法人等 ・ 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ・ 国内にある外国政府の公館および国際機関

（財務省「外国為替法令の解釈及び運用について」（蔵国第4672号）昭和55年11月29日より抜粋）